



公共情報コモンズをめぐる最近の動向と今後の展望

—3年間での進捗と今後の一層の発展に向けて—

吉田 正彦

1 はじめに

一般財団法人マルチメディア振興センター（以下「当財団」といいます。）において、平成23年6月13日から実用化サービスとして提供を開始した「公共情報コモンズ」（注）は、まもなくサービス提供開始から3年を迎えることとなります。この間、特に、昨年度（平成25年度）は加入団体の増加が急速に進むと共に、多様な形態での利用も進んできています。

本稿では、公共情報コモンズのこれまでの進捗状況について、公共情報コモンズ中期的運営方針に照らしながらご紹介するとともに、今後の一層の発展に向けての課題等について、本年3月から総務省で開催されている「災害時等の情報伝達の共通基盤

の在り方に関する研究会」での議論などを踏まえ、ご紹介したいと思います。

なお、公共情報コモンズのこれまでの進展の経緯等については、過去に何回か本誌でご紹介しております（別添1参照）ので、ご関心のある方はこれらの原稿も併せてご参照いただければ幸いです。

2 公共情報コモンズの普及・利用の進捗状況

(1) 概要

本稿執筆時（平成26年4月30日現在。以下同じ。）において、公共情報コモンズの利用を申し込みいただいたサービス利用者（情報発信者、情報伝達者及び中間伝達者をいいます。）、特別利用者及び協力事業者

（注）「公共情報コモンズ」は、災害関係の情報伝達をはじめとする地域の公共的な情報伝達に関し、情報発信者（地方公共団体、ライフライン事業者等）と情報伝達者（放送事業者等）の間に共通基盤（コモンズ）を構築することにより、情報配信を簡素化・一括化し、地上デジタル放送ほか様々なメディアを通じて地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するものです。なお、「公共情報コモンズ」は、当財団の登録商標（登録第5348969号）です。

別添1 過去の本誌（ICT World Review）での公共情報コモンズ紹介原稿一覧

発行年月	ICT World Review 掲載号	題 名
平成24年 3月	February/March2012 Vol. 4 No. 6	公共情報コモンズ実用化に向けての取組みと活用事例
平成24年 9月	August/September2012 Vol. 5 No. 3	公共情報コモンズをめぐる最近の動向について
平成25年 3月	February/March2013 Vol. 5. No. 6	公共情報コモンズをめぐる最近の動向と今後の取組について
平成25年 9月	August/September2013 Vol. 6 No. 3	公共情報コモンズをめぐる最近の動向について —平成25年度前半の動向を中心に—
平成26年 1月	December/January2014 Vol. 6 No. 5	公共情報コモンズシンポジウムの開催について —公共情報コモンズ いまとこれから—

別添2 公共情報コモンズ加入団体数の推移

時 点	加入団体数合計	うち情報発信者団体数	うち情報伝達者団体数
平成24年 2月29日時点	96	61	31
平成24年 8月20日時点	106	67	35
平成25年 2月20日時点	216	128	84
平成25年 9月 2日時点	378	192	173
平成26年 1月10日時点	533	289	223
平成26年 4月30日時点	597	310	261

※加入団体には情報発信者と情報伝達者のほか中間伝達者、特別利用者、協力事業者が含まれるため、情報発信者と情報伝達者の合計が加入団体数合計とはならない。

（以下「サービス利用者等」といいます。）の合計は、計597団体（うち情報発信者が310団体、情報伝達者が261団体）となっています。

別添1で紹介した各原稿の執筆時点における、その時々公共情報コモンズへの加入団体数は別添2のとおりであり、平成25年前後から加入者の増加ペースが大幅に上がってきていることがお分かりになると思います。

また、協力事業者は、平成25年度から新たな公共情報コモンズへの参加形態として創設したのですが、平成25年度中に21団体に加入いただきました。

本番利用に関しても、例えば、各都道府県の本番運用開始状況は別添3のとおりであり、平成25年度から増加のペースが大幅に上がっていることがお分かりになるかと思えます。

さらに実際の利用についても、平成25年度は、平成25年9月の台風18号襲来の際をはじめ、豪雨、豪雪などの災害時を中心に、イベント、お知らせなどの平時の利用も含め、活発に行われようになっております。

以下では、公共情報コモンズ中期的運営方針に照らして、公共情報コモンズの利用・普及の進捗状況についてご紹介したいと思います。

別添 3 都道府県の本番運用開始状況

都道府県名	本番運用開始年月日	年度別状況
滋賀県	平成23年 9月14日	平成23年度本番運用開始 3 県
長野県	平成24年 1月 1日	
兵庫県	平成24年 1月17日	
広島県	平成24年 6月 1日	平成24年度本番運用開始 4 県
岐阜県	平成25年 1月23日	
静岡県	平成25年 2月 1日	
大分県	平成25年 3月17日	
福島県	平成25年 4月 1日	平成25年度本番運用開始 8 府県
大阪府	平成25年 6月 1日	
宮城県	平成25年 6月12日	
愛媛県	平成25年 9月 1日	
京都府	平成26年 1月16日	
秋田県	平成26年 1月17日	
新潟県	平成26年 3月18日	
徳島県	平成26年 3月31日	
香川県	平成26年 4月 1日	平成26年度本番運用開始 3 県
高知県	平成26年 4月 1日	
鳥取県	平成26年 4月 4日	

※平成26年度は 4月30日までの状況

(2) 公共情報コモンズの普及・利用の進捗状況—中期的運営方針に照らして

公共情報コモンズ中期的運営方針は、公共情報コモンズの利用が広がる中で、公共情報コモンズのサービスとして、今後、どのような利用者を対象に、何を、どのように提供していくのか平成25年度から3年程度を想定した一定の方向性を提示し、サービスの安定的な運営と円滑な利用に資することを目的に策定し、平成25年 3月21日に公表したものです。

この中期的運営方針については、策定か

ら約1年が経過した平成26年 3月24日に開催された公共情報コモンズ運営諮問委員会において、その進捗状況を報告しておりますので、本稿では、その概要をお示しすることにより、公共情報コモンズの利用・普及の進捗状況をご紹介しますことにしたいと思います。

なお、この中期的運営方針の進捗状況については、公共情報コモンズホームページ (<http://www.fmmc.or.jp/commons/>) の中の「公共情報コモンズ運営諮問委員会」の項目の「第11回会合資料」として公開しておりますので、ご関心のある方は、こち

らもご覧ください。

① 地方公共団体の利用

中期的運営方針では、地域の住民の安心・安全にとって、特に必要性の高い、避難情報の発信に関し、各市町村から都道府県に電子的に提供される情報を公共情報コモンズへも発信することを促進していくことが情報の網羅性や市町村における情報発信の容易性の観点から重要であることから、都道府県単位での参加を促進することとし、取組の目標として、平成25年度中に全国の過半数の都道府県が参加、平成26年度中に全国の約3/4が参加、平成27年度中に全国ほぼすべてが参加、としていました。

これに対する進捗状況としては、まず、公共情報コモンズへの参加申込書を提出し、加入いただいている都道府県数を見ると、中期的運営方針策定時（平成25年3月22日。以下同じ。）に17だったものが、進捗状況報告時（平成26年3月18日現在。以下同じ。）では31、本稿執筆時では34となりました。また、実際に本番運用を開始している都道府県数は中期的運営方針策定時には7だったものが、進捗状況報告時には14、本稿執筆時では18となり、平成26年度上半期の見込みでは全国の都道府県の半数程度となる見込みです。

なお、公共情報コモンズを利用した緊急速報メール一括配信機能を利用する都道府県数は、中期的運営方針策定時には1県（大分県）のみだったものが、進捗状況報告時では4県（秋田県、宮城県、京都府、大分県。本稿執筆時も同じ。）となっています。

また、中期的運営方針では、市町村からは、各種のお知らせ、生活情報などの発信を増加させていくこととしていました。その進捗状況については、具体的にこうした情報を発信可能な「イベント」や「お知らせ」のフォーマットを利用可能な状態にしている市町村が域内に存在する都道府県の数を見ると、中期的運営方針策定時には5でしたが、進捗状況報告時には11、本稿執筆時では12となっています。

② 交通事業者・ライフライン事業者等の利用

中期的運営方針では、災害時等に地域の住民が必要とする公共情報として、地方公共団体が発信する情報のほか交通やライフラインの情報も不可欠であることから、鉄道事業者などの交通事業者や、電気通信、電力、ガスなどのライフライン事業者の参加を促進していくこととし、目標として、平成25年度に交通情報、ライフライン情報の発信開始、平成26年度以降に交通事業者、ライフライン事業者の参加の拡大としていました。

これに対する進捗状況としては、平成25年度の状況は、一部の市町村において、市町村からのお知らせ情報として、災害時の地域の交通情報や停電情報等の発信が始まっていますが、交通事業者やライフライン事業者から直接に情報発信することはまだ始まっていないという状況でした。

このため、平成26年度以降、公共情報コモンズを共通の情報基盤として、交通事業者やライフライン事業者にも利用いただくよう促進していくことが一つの大きな課題となっています。

③放送事業者及び新聞社・通信社の利用

次に情報伝達者に関してですが、中期的運営方針では、地上テレビ放送事業者、AM/FMラジオ事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM事業者などの放送事業者及び新聞社・通信社については、できるだけ多くの事業者の参加を期待し、都道府県などとも連携・協力して、参加の促進を図っていくこととしていました。

これに対する進捗状況としては、放送事業者及び新聞社・通信社の公共情報コモンズへの参加団体数は、中期的運営方針策定時には104だったものが、進捗状況報告時には244、本稿執筆時には254となり、順調に増加しています。

④放送事業者及び新聞社・通信社以外の情報伝達者の利用

中期的運営方針では、放送事業者及び新聞社・通信社以外の者であっても地域の住民に対して情報伝達を行う事業を行う者であれば公共情報コモンズから取得した情報が広く利用されることが適当であるが、これらの事業者の利用においては、地域の住民に向けて適切な形での情報の発信が可能か、などいくつかの課題もあるため、平成25年度には、一部のポータルサイト事業者、デジタルサイネージ事業者等により、試行的な情報伝達を行い、その状況も踏まえ、それらの事業者の参加に当たってのルールを整備し、その後、そのルールに沿って、新規事業者の参加の促進を図ることとしていました。

これに対する進捗状況としては、放送事業者及び新聞社・通信社以外の情報伝達者

の参加団体数は、中期的運営方針策定時が3だったものが、進捗状況報告時は6、本稿執筆時は7となっています。ただし、中期的運営方針策定時以降に新たに参加した団体の中には、ポータルサイトやツイッターでの利用のほか、ホームセキュリティでの利用や在宅医療における情報伝達での利用などを検討している団体もあり、今後、公共情報コモンズの新たな利用形態が出現していくことになると見込まれます。

また、参加ルールとしては、平成25年12月1日からサービス利用規約を改正し、営利性に関する規定を明確化したほか、新たな利用形態での参加希望に関しては、平成25年度は、作業部会でヒアリングを行った上で、特に問題がなければ、試行として、一定期間経過後に報告を求めることとして参加いただく運用としました。

これを踏まえ、平成26年度も、①住民への情報伝達を行うもの、②一定の公共的な観点をもって情報伝達を行うもの、③情報内容の編集・伝達の責任関係が明確になっているものについては、希望があれば公共情報コモンズに参加することが可能であること、特に新たな利用形態での参加希望に関しては、作業部会でヒアリングを行った上で、特に問題がなければ、試行として、一定期間経過後に報告を求めることとした上で参加いただくこと、を方針としており、今後、カーナビゲーションなどでの利用も行われるようになることが見込まれています。

⑤協力事業者制度の運用

協力事業者については、中期的運営方針

では、従来は、サービス利用者の個別の発注により整備が行われていた公共情報コモンズに連携する利用者設備について、システム関連事業者において、先行的に製品を開発、販売することや、(クラウドサービスのな形で) サービスを提供したいという要望があり、信頼できるシステム関連事業者に継続的に製品の販売や、サービスの提供を担ってもらうことは、公共情報コモンズの普及に貢献するものであり、また、サービス利用者のニーズにも沿うものであることから、その制度を平成25年度より新たに運用することとしていました。

これに対する進捗状況ですが、平成25年5月よりサービス利用規約等を改正して協力事業者に関する制度を開始しました。その後、平成25年7月8日に初めて協力事業者の参加応諾が行われて以来、順次増加し、進捗状況報告時で20団体、本稿執筆時で21団体が協力事業者となり、公共情報コモンズに連携したシステムの開発、提供等を行っています。

⑥システムの信頼性の確保

次に公共情報コモンズのサービスを支えるシステム及び運用の体制についてですが、中期的運営方針では、サービス利用者の増加に対応し、安定的にサービスを提供していくためには、システムの信頼性の確保が必要であり、(公共情報コモンズの本サービス用設備の多くは、すでに二重化、バックアップ等の対応を行っていますが、)平成25年度は、本サービス用設備のうち、まだ二重化が行われていないLGWAN接続について、二重化を行うことを検討するこ

ととしていました。

これに対する進捗状況ですが、LGWAN接続については、費用対効果なども含め検討の結果、発信側で本センターへのLGWAN接続とバックアップセンターへのインターネット接続を行うことが、一番効果的に、全体としての信頼性向上に寄与することになるとの判断となり、現時点では、この方法を推奨していく方針としています。

また、システムの信頼性向上のための措置としては、平成26年3月17日にインターネット接続回線の信頼性向上を行いました。

⑦取り扱う情報項目の増加や機能の向上

中期的運営方針では、公共情報コモンズで取り扱う情報項目については、Jアラート情報(国民保護関係情報)の接続のための検討と必要な取組を平成25年度に行うこと、また、その他の情報項目の追加等については、情報発信者・伝達者側双方の要望を踏まえ、ニーズの高いものについて、独自のXMLフォーマットが必要かどうかを検討していくこと、さらにフォーマット見直し以外の機能の改善については、サービス利用者のニーズと全体の運営状況を勘案し、優先度の高いものについて行うこと、としていました。

これに対する進捗状況としては、Jアラート情報(国民保護関係情報)の公共情報コモンズでの配信について、平成25年6月25日に当財団とJアラートを運用する消防庁が協定を締結した上で、Jアラート受信機の設置や公共情報コモンズで配信するためのXMLフォーマットの開発も行い、平成25年12月20日から公共情報コモンズで

の配信を開始しました。

また、気象庁から提供される気象関係情報の公共情報コモンズでの配信については、平成25年6月3日から取扱項目を大幅に増加しました。また、これと併せたタイミングで警告音の鳴動機能や履歴表示機能の追加などコモンズビューワの機能改善も行いました。

平成26年度には、気象関係情報の配信について気象特別警報・噴火警報等の配信を開始する予定としているほか、潮位情報及び帰宅困難者向け一時滞在施設の情報を公共情報コモンズで配信するためのXMLフォーマットを開発する予定としています。

⑧運用の改善その他

その他、中期的運営方針では、サービス利用者への安定的かつ円滑な対応、運営の透明性の向上等を掲げておりましたが、平成25年度中には、夜間・祝日の稼働状況問い合わせの開始（10月から）、公共情報コモンズ運営諮問委員会提出資料のインターネットでの公開開始（7月から）などを行いました。

また、中期的運営方針では、特に、最新の技術仕様等については、公共情報コモンズ協力事業者をはじめとして、関係者に十分に提供していく必要があり、毎年度1回以上技術セミナーを開催することとしていましたが、平成25年度には、自治体向けの技術セミナーの開催（4月26日）、ベンダー向けの技術セミナーの開催（5月31日）、公共情報コモンズシンポジウムの開催（10月25日）などを行いました。

さらに、中期的運営方針では、特に、避

難情報の発信・伝達に関する各利用者における担当者の習熟や、都道府県域を超えた運用の確認、今後の参加を検討している各メディアや各地方公共団体等へのアピールといった観点も踏まえ、平成25年度から、毎年度1回程度、各都道府県の合同の訓練を行い、その結果の情報共有なども行うこととしていました。

これを踏まえ、平成25年度は6月12日に8府県が訓練情報を発信する形で、公共情報コモンズとして初めての合同訓練を実施しました。また、その結果は10月の公共情報コモンズ運営諮問委員会に報告の上、インターネットで公開しました。

合同訓練は有益であるとの評価もいただいております。平成26年は6月4日に、平成25年より多くの都道府県に参加いただく予定で、現在実施の準備をしているところです。

3 公共情報コモンズの課題と今後の展望—総務省研究会での議論から

(1) 公共情報コモンズの発展段階と課題

公共情報コモンズの発展に関しては、最初に、そのコンセプトを打ち出した総務省「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」報告（平成20年7月2日）において、『安心・安全公共コモンズ』の構築を（テレビの）完全デジタル化が完成する平成23（2011）年を目途に実現すること、各地域において、まずは「当初モデル」（避難勧告・指示等の最小限の情報（ミニマム情報）を、地方公共団体や放送事業者等最少限の参画者により、簡素で効率的なシステムで提供）

を実現した上で、その進化・発展型としての「発展モデル」（提供すべき情報の追加、情報発信者等の新規加入等）へと連続的に移行、展開していくこととされてきました（別添4参照）。こうした観点からすると、公共情報コモنزの現段階は、「当初モデル」から「発展モデル」に入りつつあるところとも言えると思います。

しかしながら、公共情報コモنزを「発展モデル」として進展させていく上では、早期の全国普及の推進とともに、公共情報コモنزにまだ、ほとんど参加していない交通事業者やライフライン事業者などを含め、さらに多くの関係者の間で共通認識を構築し、その推進のための具体的方策を取りまとめていくことが必要と考えられます。

（2）総務省「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」の開催

このような状況の中、平成26年3月6日、総務省は「公共情報コモنز」の一層の発

展に向けて全国普及に向けた課題や推進すべき対応策等について検討することを目的に、「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」を開催することを発表しました。

この研究会の概要及び構成員は、別添5及び別添6のとおりですが、総務省の報道発表資料では、研究会開催の背景として、災害情報を多様なメディアに一斉同報する共通基盤として「公共情報コモنز」が地方公共団体に普及しつつあるが、早期の全国普及の推進とともに、ライフライン（交通、電力、ガス、通信等）の復旧情報等も含めた災害関連情報の内容拡充が期待されていることが挙げられています。また、主な検討事項としては、①災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方と全国普及に向けた課題、②ライフライン分野を含めた災害情報の内容と関係者間の連携の在り方、③自治体、メディア等と連携した広報戦略、④災害時等の情報伝達の安定運用に求められる体制、が挙げられています。なお、当財

別添4 総務省「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」報告（平成20年7月2日）

『安心・安全公共コモنز』を活用した住民向け情報提供の全国的な定着に向けて

○ 『安心・安全公共コモنز』の構築

完全デジタル化が完成する平成23(2011)年を目途に実現。

○ 「当初モデル」から「発展モデル」への移行

①各地域において、まずは「当初モデル」を実現。

「当初モデル」: 避難勧告・指示等の最小限の情報(ミニマム情報)を、地方公共団体や放送事業者等最少限の参画者により、簡素で効率的なシステムで提供

②進化・発展型としての「発展モデル」へと連続的移行、展開。

「発展モデル」: 提供すべき情報の追加、情報発信者等の新規加入等により、「当初モデル」から進化、発展

別添5 「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」の開催

総務省は、災害情報を多様なメディアに一斉同報する共通基盤として地方公共団体に普及しつつある「公共情報コモンズ」の一層の発展に向けて、全国普及に向けた課題や推進すべき対応策等について検討することを目的として「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」を開催。

1 背景・目的

災害情報を多様なメディアに一斉同報する共通基盤として「公共情報コモンズ」(別紙1参照)が地方公共団体に普及しつつあるが、早期の全国普及の推進とともに、ライフライン(交通、電力、ガス、通信等)の復旧情報等も含めた災害関連情報の内容拡充が期待されている。このような状況を踏まえ、「公共情報コモンズ」の一層の発展に向けて、全国普及に向けた課題や推進すべき対応策等について検討することを目的として「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」を開催。

2 主な検討事項

- (1) 災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方と全国普及に向けた課題
- (2) ライフライン分野を含めた災害情報の内容と関係者間の連携の在り方
- (3) 自治体、メディア等と連携した広報戦略
- (4) 災害時等の情報伝達の安定運用に求められる体制

3 開催期間

平成26年3月から6月までを目途として開催

(第1回会合:3月14日、第2回会合:4月14日)。

別添6 「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」構成員一覧

(敬称略、座長及び座長代理を除き50音順)

座長	山下 徹	(株)NTTデータ取締役相談役
座長代理	音 好宏	上智大学文学部教授
	粟飯原理咲	アイランド(株)代表取締役社長
	石森 建二	宮城県危機管理監
	石戸奈々子	NPO法人CANVAS理事長
	井野 盛夫	常葉大学大学院客員教授
	井上 樹彦	日本放送協会編成局長
	植村 祐嗣	(株)電通デジタル・ビジネス局次長
	大木 聖子	慶應義塾大学環境情報学部准教授
	奥山八州夫	一般社団法人電気通信事業者協会専務理事
	粕谷 賢之	日本テレビ放送網(株)報道局長
	蟹沢 俊行	一般社団法人日本ガス協会副会長・専務理事
	國定 勇人	新潟県三条市長
	久米 雄二	電気事業連合会専務理事
	越塚 登	東京大学大学院情報学環・教授
	古閑 由佳	ヤフー(株)社長室 コーポレート政策企画本部長
	関口 和一	(株)日本経済新聞社論説委員兼編集委員
	田中 淳	東京大学大学院情報学環附属総合防災情報研究センターセンター長・教授
	段原 二郎	一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部部長
	藤沢 烈	一般社団法人RCF復興支援チーム代表理事
	松本 正幸	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟専務理事
	山本 孝	(株)ジェイアール東日本企画交通媒体本部交通メディア開発局長

(以上22名)

(オブザーバー)

内閣官房(IT総合戦略室)、内閣官房(国土強靱化推進室)、内閣府(防災担当)、消防庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、一般財団法人マルチメディア振興センター

団は、オブザーバーとしてこの研究会に参加しています。

平成26年3月14日に開催された第1回の会合では、総務省からの公共情報コモنزの現状と課題についての説明、当財団からのコモنزビューワによる情報閲覧の実演のほか、宮城県危機管理監石森氏、NHK近藤氏、ヤフー株式会社古閑氏より現状の取組や課題等についてのプレゼンテーションがあり、出席者間での質疑、意見交換がありました。

第2回の会合は、平成26年4月14日に開催され、新藤総務大臣、上川総務副大臣、藤川総務大臣政務官の総務省政務三役も出席されました。新藤総務大臣からは、冒頭、「公共情報コモنزはとてもよい仕組みと思うが、認知度が非常に低い。この状況を打開し、今年度中にすべての都道府県に導入してもらえないかと思っている。また、G空間情報の取組との連携や、交通、ライフラインなどによる活用、平時からの活用なども進め、共通基盤としていきたい」との趣旨のご挨拶がありました。

会合では、総務省から「公共情報コモنز」に関連する主な課題についての説明があった後、株式会社電通デジタルの上村氏より「コミュニケーション領域からみた『公共情報コモنز』の課題と展望について」、東京大学越塚教授より「公共交通のオープンデータの取組について」それぞれプレゼンテーションがあり、その後、出席者から、それぞれの立場を踏まえた発言がありました。また、電気事業連合会、日本ガス協会及び電気通信事業者協会からは提出資料に基づき、現状の取組の紹介や公共情報コモ

نزへの関わり方等への発言もありました（このほか、日本民営鉄道協会、JR東日本からも提出資料がありましたが、時間の関係で説明は第3回会合ということになりました。）。

この第2回会合で、総務省から提出された「災害時等の情報伝達の共通基盤に関する課題について」という資料が、現状における公共情報コモنزの現在の課題と今後の発展の方向性を最もよく示していますので、以下その内容をご紹介します（なお、この資料中の「『公共情報コモنز』」に関連する主な課題（まとめ）（別添7）が内容を要約したものとなっていますので本稿でも掲載いたします。）。

まず、公共情報コモنزに関連する主な課題として、①全国普及の早期実現、②サービス・利活用の強化、③情報内容の拡充、④その他、の4項目が挙げられています。

「①全国普及の早期実現」としては、公共情報コモنزを運用中の都道府県が急速に増え、メディアの参加も進みつつあるが、災害の頻発を踏まえ、今年度中に全国的な普及を実現するための具体的な方策の検討が必要ではないか、地域住民等も含めた認知度向上を図るための広報戦略（愛称検討等）が必要ではないか、という点が挙げられています。また、早期の全国普及ということに関しては、目標設定や支援措置等も念頭に置かれています。

「②サービス・利活用の強化」としては、防災担当職員が少数の自治体であっても確実に情報発信できる体制の整備や、G空間情報を活用した災害情報の視覚化を促すためには、災害情報の円滑な入力を支援する

方策の検討が必要ではないか、災害時のデータ放送の活用、サイネージやカーナビ等の新たなメディアへの配信等、多様なメディアとの連携をより深めるべきではないか、公共情報コモンズは、災害時に限らず平時にも利用可能な国民の共通基盤であり、この仕組みを利活用することで、どのような革新的なサービスを生み出すことが期待されるか、という点が挙げられています。また、災害情報の円滑な入力への支援に関しては、入力支援ツールの活用等も念頭に置かれています。

「③情報内容の拡充」に関しては、地方公共団体が発令する「避難指示」等の情報に限らず、ライフライン（交通、電力、ガス、通信等）の供給情報など、公共情報コモンズを通じてメディアに提供する災害情

報の拡充を図ることが有効ではないか、公共情報コモンズとソーシャルメディアの連携が有効と考えられるが、どのような取組が必要か、という点が挙げられています。

特に、ライフライン関係の情報提供については、災害関連での公共サービスや生活必需品等のライフライン情報が公共情報コモンズで流通することが期待されているとした上で、先行分野の設定や実証実験等も念頭に置かれています。

「④その他」としては、災害時等における安定運用を図るべく、平時からの関係者間の連携強化が必要ではないか、日本発の防災×ICTの利活用モデルとして、公共情報コモンズの仕組みを災害の多いアジア等の地域へ海外展開することが求められるのではないか、という点のほか、災害関連情

別添7 「公共情報コモンズ」に関連する主な課題（まとめ）

（総務省研究会第2回会合提出資料）

① 全国普及の早期実現

- 公共情報コモンズを運用中の都道府県が急速に増え、メディアの参加も進みつつあるが、災害の頻発を踏まえ、今年度中に全国的な普及を実現するための具体的な方策の検討が必要ではないか。
- 地域住民等も含めた認知度向上を図るための広報戦略（愛称検討等）が必要ではないか。

② サービス・利活用の強化

- 防災担当職員が少数の自治体であっても確実に情報発信できる体制の整備や、G空間情報を活用した災害情報の視覚化を促すためには、災害情報の円滑な入力への支援する方策の検討が必要ではないか。
- 災害時のデータ放送の活用、サイネージやカーナビ等の新たなメディアへの配信等、多様なメディアとの連携をより深めるべきではないか。
- 公共情報コモンズは、災害時に限らず平時にも利用可能な国民の共通基盤であり、この仕組みを利活用することで、どのような革新的なサービスを生み出すことが期待されるか。

③ 情報内容の拡充

- 地方公共団体が発令する「避難指示」等の情報に限らず、ライフライン（交通、電力、ガス、通信等）の供給情報など、公共情報コモンズを通じてメディアに提供する災害情報の拡充を図ることが有効ではないか。
- 公共情報コモンズとソーシャルメディアの連携が有効と考えられるが、どのような取組が必要か。

④ その他

- 災害時等における安定運用を図るべく、平時からの関係者間の連携強化が必要ではないか。
- 日本発の防災×ICTの利活用モデルとして、公共情報コモンズの仕組みを災害の多いアジア等の地域へ海外展開することが求められるのではないか。

報の用語等の共通化、公衆無線LAN環境の整備、自治体の公共ネットワークの二重化等も挙げられています。

この総務省の「災害時等の情報伝達の共通基盤の在り方に関する研究会」は、平成26年6月中にも報告を取りまとめる予定ということで、今後、急ピッチで議論が進められていく見込みです。

また、この研究会の開催自体が、公共情報コモンズの関係者への理解の増進について、大きな役割を果たす効果があると思いますが、関係者の合意の下に、報告書が取りまとめられれば、現在の課題を踏まえた今後の公共情報コモンズの発展、推進のための道筋が示されることになり、今後の普

及・発展にとっても弾みがつくものになると思います。

公共情報コモンズは、まもなくサービス提供4年目に入ります。これまでの普及・発展に関わられた関係者の皆様の尽力に深く感謝申しあげると共に、当財団としては、まもなく取りまとめられる総務省研究会の報告や各利用者のニーズを踏まえ、公共情報コモンズのさらに一層の普及・発展を図り、一層多くの利用者の皆様に便利に利用していただきたいと思っておりますので、引き続きのご支援、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。